

首都圏中央連絡自動車道 阿見高架橋(PC上部工)工事

番号	質問事項	回答
5	伸縮装置の発注図面「例：上部工(P6-P11橋)伸縮装置(その1)46/53」を拝見しますと「表面にすべり抵抗を有する材料を含む樹脂を被覆する」と記載があります。「すべり抵抗を有する材料を含む樹脂を被覆」する材料とは「摩擦素地コート」のことを指すと思われますが、摩擦素地コート費用は単価項目「伸縮装置A」に含まれておりますでしょうか。もし、含まれていない場合は設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	6月7日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 伸縮装置の発注図面に誤りがありました。 正しくは、表面にすべり抵抗を有する材料を含む樹脂を被覆いたしませんので、記載を削除し、交付図書を訂正いたします。